

委員会実装決定 (EU) 2015/1506

[参考訳・改訂版]

2018年12月16日
明治大学法学部教授
夏井 高人

Commission Implementing Decision (EU) 2015/1506 of 8 September 2015 laying down specifications relating to formats of advanced electronic signatures and advanced seals to be recognised by public sector bodies pursuant to Articles 27(5) and 37(5) of Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market (OJ L 235, 9.9.2015, p.37-41)に基づき、翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記の Eur-lex の Web サイトから入手した。

<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32015D1506&from=EN>
[2018年12月16日確認]

委員会実装決定(EU) 2015/1506 は、電子識別規則(EU) No 910/2014 (OJ L 257, 28.8.2014, p.73-114) に基づいて欧州委員会が採択した実装法令(施行細則)の1つである。委員会実装決定 2015/1506 は、規則(EU) No 910/2014 の第27条第5項及び第37条第5項による実装を定めるものであり、その別紙には ETSI TS 119 612 v2.1.1 に準拠する信頼リストのための XML、CMS または PDF の高度電子署名の関連技術仕様が列挙されている。

この参考訳・改訂版においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

この参考訳・改訂版は、委員会実装決定 (EU) 2015/1506 の参考訳・法と情報雑誌2巻10号223～230頁の改訂版である。その公表後に発見された同参考訳中の誤訳、誤記等は全て修正した。

この参考訳・改訂版は、あくまでも委員会実装決定 (EU) 2015/1506 の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳・改訂版に訳注はない。脚注は、全て原注である。

（この参考訳・改訂版を作成する際に考慮した事項）

後掲サービス指令 2006/123/EC の参考訳、後掲委員会決定 2009/767/EC の参考訳、後掲委員会実装決定 2013/662/EU の参考訳及び後掲電子識別規則(EU) No 910/2014 の参考訳の各冒頭部分において述べたとおりである。

（訳出済みの関連法令等及び参考文献）

委員会決定 2011/130/EU の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 12 号 171～180 頁にある。委員会実装決定 2014/148/EU の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 12 号 181～186 頁にある。サービス指令 2006/123/EC の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 12 号 1～56 頁にある。委員会決定 2009/767/EC の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 12 号 63～115 頁にある。委員会実装決定 2013/662/EU の参考訳は、法と情報雑誌 3 巻 12 号 126～152 頁にある。子識別規則(EU) No 910/2014 の参考訳は、法と情報雑誌 2 巻 10 号 147～196 頁にある。

この参考訳・改訂版を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記の各文献等を参考にした。

**域内市場における電子的なやりとりのための電子識別及び信頼サービス
に関する欧州議会及び理事会の規則 (EU) No 910/2014 の第 27 条第 5 項
及び第 37 条第 5 項による公的部門の組織によって承認される高度電子署名
及び高度電子シールのフォーマットに関連する仕様を定める
2015 年 9 月 8 日の委員会実装決定(EU) 2015/1506**

欧州委員会は、
欧州連合の機能に関する条約に鑑み、
域内市場における電子的なやりとりのための電子識別及び信頼サービスに関する並びに指令
1999/93/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2014年7月23日の規則 (EU)No 910/2014¹、並びに、
とりわけ、その第27条第5項及び第37条第5項に鑑み、
以下のとおりであるので、この決定を採択する。

- (1) 構成国は、公的部門の組織により、または、その代わりに提供されるオンラインサービスを使用する際に要求される電子的に署名された文書を構成国が処理できるようにするために必要となる技術的手段を設ける必要がある。
- (2) 規則(EU) No 910/2014 は、公的部門の組織により、または、その代わりに提供されるオンラインサービスの使用のための高度電子署名または高度電子シールを要求する構成国に対し、高度電子署名及び高度電子シール、適格証明書を基礎とする高度電子署名及び高度電子シール、並びに。特定のフォーマットまたは特定の参照手法により検証される代替的なフォーマットによる適格電子署名及び適格電子シールを承認することを義務付けている。
- (3) 特定のフォーマット及び参照手法を定めるために、既存の実務、技術標準及び欧州連合の法的行為が考慮に入れられなければならない。
- (4) 委員会実装決定 2014/148/EU²は、オンラインの行政手続のために高度電子署名が要求される場合、構成国によって技術的にサポートされる多数の最も一般的な高度電子署名フォーマットを定めた。参照フォーマットを確立することは、電子署名の国境を越える検証を容易にすること、及び、電子的な手続の国境を越える相互運用性を向上させることを狙いとしている。
- (5) この決定の別紙に列挙する標準は、高度電子署名のフォーマットのための既存の標準である。参照されるフォーマットの長期保存可能な方式についての標準化組織による見直し作業が現在進行中であることから、長期保存の詳細を定める標準は、この決定の適用範囲から除外される。新たな版の指示標準が利用可能となる際、その技術標準への参照及び長期保存に関する文言が改訂される。
- (6) 高度電子署名及び高度電子シールは、技術的な観点からすれば、類似するものである。それゆ

¹ OJ L 257, 28.8.2014, p.73.

² 域内市場におけるサービスに関する欧州議会及び理事会の指令 2006/123/EC に基づき職務権限を有する機関によって電子的に署名された文書の国境を越える処理のためのミニマムの要求事項を定める2014年3月17日の委員会実装決定 2014/148/EU (OJ L 80, 19.3.2014, p.7)

え、高度電子署名のフォーマットのための標準は、高度電子シールのためのフォーマットに準用して適用されるべきである。

- (7) 共通に技術サポートされるフォーマット以外の電子署名または電子シールのフォーマットが署名またはシールのために使用される場合、その電子署名または電子シールが国境を越えて検証されるようにする検証手段が提供されなければならない。受領側構成国が、別の構成国の当該検証ツールに依拠できるようにするため、電子文書の中、電子署名の中、または、電子文書コンテナの中にその情報を含めることによって、その検証ツールに関する情報への容易にアクセスできる情報を提供する必要がある。
- (8) 自動的な処理に適した電子署名または電子シールの検証可能性を構成国の公的サービスの中で利用可能である場合、そのような検証可能性は、受領側構成国に利用可能なものとされなければならない。かつ、提供されなければならない。ただし、代替的な手法のための検証の自動的な処理の可能性がない場合、この決定は、規則(EU) No 910/2014 の第 27 条第 1 項及び第 2 項並びに第 37 条第 1 項及び第 2 項の適用を妨げてはならない。
- (9) 検証に関する同等の要求事項を定めるため、そして、共通にサポートされるフォーマット以外の電子署名または電子シールのフォーマットに関して構成国から提供される検証可能性における信頼を向上させるため、憲章ツールに関してこの決定の中で定める要求事項は、規則(EU) No 910/2014 第 32 条及び第 40 条に示す適格電子署名及び適格電子シールの要求事項から導き出される。
- (10) この決定に定める措置は、規則(EU) No 910/2014 第 48 条によって設置される委員会の意見に従うものである。

第1条

規則(EU) No 910/2014 の第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める高度電子署名または適格証明書に基づく高度電子署名を要求する構成国は、それらの署名が別紙に列挙する技術仕様を遵守する場合、レベル B、レベル T またはレベル LT を満たし、または、関連署名コンテナを使用する XML、CMS または PDF の高度電子署名を承認する。

第2条

1. 規則(EU) No 910/2014 第 27 条第 1 項及び第 2 項に定める高度電子署名または適格証明書に基づく高度電子署名を要求する構成国は、その署名者によって使用される信頼サービスプロバイダが設立されている構成国は、その署名者によって使用される信頼サービスプロバイダが設けられている構成国が、他の構成国に対し、それが可能なときは、自動処理に適した方式で、署名の検証可能性を提供することを条件として、この決定の第 1 条に示すフォーマット以外の電子署名のフォーマットを承認する。

2. 署名の検証可能性は:

- (a) 無料で、かつ、当該国の言語を解さない者にとっても理解可能な方法で、別の構成国が、オンラインで受信した電子署名の検証をできるようにし;
- (b) 署名されたその文書の中、その電子署名の中、または、その電子文書コンテナの中で示されるものであり;かつ
- (c) 以下であることを条件として、高度電子署名の有効性を確認するものである:
 - (1) 高度電子署名をサポートする証明書が署名の時点で有効であり、かつ、その高度電子署名が適格証明書によってサポートされる場合、その高度電子署名をサポートする適格証明書が、署名の時点において、規則(EU) No 910/2014 の別紙 I を遵守する電子署名のための適格証明書であり、かつ、それが適格信頼サービスプロバイダから発行されたものであること;
 - (2) その署名の検証データが、依頼者に対して提供されたデータと対応するものであること;
 - (3) 署名者を表現するユニークなセットのデータが、現在、依頼者に対して提供されていること;
 - (4) 署名の時点で仮名が使用された場合、その仮名が使用されたことが、依頼者に対して明確に示されること;
 - (5) その高度電子署名が適格電子署名作成機器により作成される場合、その機器が使用されたことが、依頼者に対して明確に示されること;
 - (6) 署名されたデータの完全性が損なわれていないこと;
 - (7) 署名の時点において、規則(EU) No 910/2014 第 26 条に定める要求事項に適合していたこと;
 - (8) その高度電子署名の検証のために使用されるシステムが、依頼者に対して提供され、かつ、依頼者が、安全性と関連する問題を検出できようにするものであること。

第3条

高度電子シールまたは規則(EU) No 910/2014 第 37 条第 1 項及び第 2 項に定める適格証明書に基

づく高度電子シールを要求する構成国は、そのシールが別紙に列挙する技術仕様を遵守する場合、レベル B、レベル T またはレベル LT を満たし、または、関連シールコンテナを使用する XML、CMS または PDF の高度電子シールを承認する。

第4条

1. 高度電子シールまたは規則(EU) No 910/2014 第 37 条第 1 項及び第 2 項に定める適格証明書に基づく高度電子シールを要求する構成国は、そのシールの作成者によって使用される信頼サービスプロバイダが設けられている構成国が、他の構成国に対し、それが可能なときは、自動処理に適した方式で、シールの有効性確認の可能性を提供することを条件として、この決定の第 3 条に示すフォーマット以外の電子シールのフォーマットを承認する。

2. シールの有効性確認の可能性は:

- (a) 無料で、かつ、当該国の言語を解さない者にとっても理解可能な方法で、別の構成国が、オンラインで受信した電子シールの検証をできるようにし;
- (b) シールされたその文書の中、その電子シールの中、または、その電子文書コンテナの中で示されるものであり;かつ
- (c) 以下を条件として、高度電子シールの有効性を確認するものである:
 - (1) 高度電子シールをサポートする証明書がシールした時点で有効であり、かつ、その高度電子シールが適格証明書によってサポートされる場合、その高度電子シールをサポートする適格証明書が、シールした時点において、規則(EU) No 910/2014 の別紙 III を遵守する電子シールのための適格証明書であり、かつ、それが適格信頼サービスプロバイダから発行されたものであること;
 - (2) そのシールの有効性確認データが、依頼者に対して提供されたデータと対応するものであること;
 - (3) シール作成者を表現するユニークなセットのデータが、現在、依頼者に対して提供されていること;
 - (4) シールした時点で仮名が使用された場合、その仮名が使用されたことが、依頼者に対して明確に示されること;
 - (5) その高度電子シールが適格電子シール作成機器により作成される場合、その機器が使用されたことが、依頼者に対して明確に示されること;
 - (6) シールされたデータの完全性が損なわれていないこと;
 - (7) シールした時点において、規則(EU) No 910/2014 第 36 条に定める要求事項に適合していたこと;
 - (8) その高度電子シールの有効性確認のために使用されるシステムが、依頼者に対して提供され、かつ、依頼者が、安全性と関連する問題を検出できるようにするものであること。

第5条

この決定は、EU 官報上で公示された翌日から 20 日目に発効する。

この決定は、その全部について拘束力があり、かつ、全ての構成国において直接に適用される。

2015年9月8日にブリュッセルにおいて行われた。

欧州委員会として

議長 Jean-Claude Juncker

別紙

XML、CMS または PDF の高度電子署名及び関連署名コンテナのための技術仕様のリスト

この決定の第1条に示す高度電子署名は、その第9節の場合を除き、以下の ETSI 技術仕様のいずれかを遵守しなければならない。

XAdES Baseline Profile	ETSI TS 103171 v.2.1.1. ¹
CAdES Baseline Profile	ETSI TS 103173 v.2.2.1. ²
PAdES Baseline Profile	ETSI TS 103172 v.2.2.2. ³

この決定の第1条に示す関連署名コンテナは、以下の ETSI 技術仕様を遵守しなければならない。

Associated Signature Container Baseline Profile	ETSI TS 103174 v.2.2.1 ⁴
---	-------------------------------------

XML、CMS または PDF の高度電子シール及び関連シールコンテナのための技術仕様のリスト

この決定の第3条に示す高度電子シールは、その第9節の場合を除き、以下の ETSI 技術仕様のいずれかを遵守しなければならない。

XAdES Baseline Profile	ETSI TS 103171 v.2.1.1.
CAdES Baseline Profile	ETSI TS 103173 v.2.2.1.
PAdES Baseline Profile	ETSI TS 103172 v.2.2.2.

この決定の第3条に示す関連シールコンテナは、以下の ETSI 技術仕様を遵守しなければならない。

Associated Seal Container Baseline Profile	ETSI TS 103174 v.2.2.1
--	------------------------

¹ http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/103100_103199/103171/02.01.01_60/ts_103171v020101p.pdf
² http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/103100_103199/103173/02.02.01_60/ts_103173v020201p.pdf
³ http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/103100_103199/103172/02.02.02_60/ts_103172v020202p.pdf
⁴ http://www.etsi.org/deliver/etsi_ts/103100_103199/103174/02.02.01_60/ts_103174v020201p.pdf